**平成２３年（フ）第３３５７号**
大阪府和泉市光明台２丁目32番３号
破産者　植田　邦夫
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３４７５号**
大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番10号　特別養護老人ホーム阪和苑
破産者　河内雅詞こと　河内　　正
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３６０２号**
大阪市北区中崎西１―11―６、住民票上の住所大阪市北区中崎３丁目２番１号　長谷川方
破産者　奥山　敬二
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４１８号**
兵庫県西宮市甲子園町20番３―405号、前住所大阪市天王寺区舟橋町７番10号
破産者　足立　敏明
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２３６号**
兵庫県加古川市平岡町高畑529番地の14
破産者　山口襖内装こと　山口　文夫
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３１５号**
兵庫県姫路市家島町真浦614番地
破産者　合田　公一
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１８６号**
鹿児島県鹿児島市郡山岳町2998番地２
破産者　園田　浩幸
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第２１８号**
鹿児島県鹿児島市城山町６番20号　城山パールハイツ202号
破産者　吉田　恒夫
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第９９３号**
札幌市東区北31条東18丁目７番15―401号
破産者　中村　征弘
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０１号**
岩手県北上市更木18地割74番地
破産者　半田美津江
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第４９号**
秋田県山本郡八峰町峰浜石川字石川553番地
破産者　伊勢　政雄
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第６７号**
福島県いわき市中央台鹿島１丁目22番地の９
破産者　金成　政道
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第２５２号**
新潟県小千谷市大字蒋生丙770番地１
破産者　丸山　　裕
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第８９号**
長野県安曇野市穂高8266番地１
破産者　花岡　里子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第２２４号**
静岡県裾野市富沢338番地の11
破産者　石澤　久雄
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２８号**
静岡県三島市玉川320番地
破産者　中村　要一
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４号**
愛知県一宮市北小渕1457番地
破産者　田島ワインドこと　田島　清久
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第９２号**
愛知県一宮市冨田735番地10
破産者　宮本　孝宏
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第６００号**
大津市大江５丁目30番９号　増田貴光方、開始決定時の住所京都市左京区岩倉幡枝町198―１　木野マンション31号
破産者　佐々木三男
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５号**
兵庫県丹波市市島町喜多1020番地　市営住宅柊団地３―302号
破産者　竹岡　憲児
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係